

名家連ニュース

平成 27 年 9 月 20 日 (日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 375 号

障害者差別解消法-基調講演とシンポジウム

～その意義と必要性、そして残された今後の課題～

9 月 12 日の地域フォーラムには、施行直前である「障害者差別解消法」をテーマに 200 名を越える参加者にお集まりいただきました。

大村ひであき知事も公務の大変忙しいスケジュールの中を、私たち愛知障害フォーラムのためにお越し頂き、この愛知県において当事者の声を聞き、意見を取り入れ、共に条例作りをすすめていくというたいへん心強い言葉をいただきました。地域フォーラムにご参加していただいた皆様に、心より感謝し、この集会在無事に終了したことをご報告いたします。

また、今回の地域フォーラム会場受付に設置させていただきました東日本豪雨募金箱へは、19,214 円の募金が集まりました。東日本豪雨募金にご協力ありがとうございました。(愛知障害フォーラムホムページより抜粋)

—12 月議会に向けて—

9 月 15 日、愛知障害フォーラム (ADF) 幹事会が開催され、県条例案に関する下記の基本的な要望事項について協議した。

1. 相談窓口の明確化、解決の仕組みや職員担当者の明確化
2. 県の責務に「市町村との連携」を追加する
3. コミュニケーション手段を担保する
4. 見直し条項 (附則) を明記する



大村知事と握手する加賀 ADF 代表



左からコーディネーター土屋葉愛知大学准教授
田中伸明弁護士・堀場 ADF 幹事会議長
東俊裕弁護士 (元内閣制度改革推進室長)

名古屋市差別解消法施行準備部会終了 - その特徴点

名古屋市では、障害者施策推進協議会に「相談体制」「障害者差別解消支援地域協議会」「職員対応要領」の準備部会を設置し、9 月 7 日までに 4 回の協議が重ねられてきた。相談窓口の権限内容等は、条例化も含め 9 月 28 日の障害者施策推進協議会等の場において検討されていくことが確認されました。

障害者差別に関する相談及び紛争防止等のための体制整備について

国の基本方針	名古屋市の対応
新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。	新たにワストップで対応する『障害者差別総合相談センター (仮称)』を設置。連絡調整会議を置き、既存の相談機関との相談・調整・連携の協力体制を構築し、障害者差別解消支援地域協議会の実務者会議として位置付ける。

障害者差別解消支援地域協議会について

各相談機関のネットワークとしての位置付けから、各相談機関を中心とし、以下の委員で組織する。専門相談窓口 2 名、地域の相談窓口 3 名、その他の関係機関 4 名、学識経験者 2 名、障害当事者等 14 名、行政 2 名の合計 28 名。